

ながみねファミリーYMCA

入会ハンドブック
(成人ウエルネス)



熊本 Y M C A 成人ウエルネス参加規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人熊本 Y M C A (以下「この法人」)が主催し、第3条に定める地域 Y M C A が管理・運営する成人ウエルネス事業(以下「この事業」)の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業方針)

第2条 この法人は、人々の心身の健康増進を図るとともにスポーツコミュニティを形成し、より豊かな人間性を養うために、次条の地域 Y M C A においてこの事業を行う。

(実施場所)

第3条 この事業は、次の地域 Y M C A において行う。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) みなみ Y M C A | 熊本市南区田迎5丁目12番50号 |
| (2) ながみねファミリー Y M C A | 熊本市東区长嶺南3丁目1番107号 |
| (3) むさし Y M C A | 合志市幾久富1866番地1339 |

(施設・設備)

第4条 この法人は、前条の地域 Y M C A に次の施設・設備を設置する。

- (1) スイミングプール
- (2) フィットネススタジオ
- (3) トレーニングジム(ながみねファミリーは除く)
- (4) その他の附帯施設・設備

(事業内容)

第5条 この法人は、地域 Y M C A において次の領域のプログラムを行う。

- (1) 水泳、水中運動指導
- (2) エアロビクス、アクアビクス、ヨガ、ダンスなどのグループエクササイズ
- (3) トレーニングジムマシン指導(ながみねファミリーは除く)

(管理・運営)

第6条 前条のプログラムは、この法人が主催し、管理・運営は第3条に定める地域 Y M C A が行うものとする。

(参加資格)

第7条 このプログラムへの参加資格は、次の各号に該当する高校生以上の者とする。

- (1) この規約に同意する者
- (2) 参加者としてふさわしい品位と社会的信用のある者
- (3) 事業方針に賛同し、この規約を遵守できる者
- (4) 健康状態に問題のない者
- (5) 受講者相互の調和が図れ、指導者の指示・指導に従う者
- (6) 刺青(タトゥー、タトゥーシールを含む)をしていない者
- (7) 暴力団等の反社会的勢力に関係していない者

(参加申込手続)

第8条 プログラム参加希望者は、所定の参加申込書を提出し、第10条に定める参加費等を予め納入しなければならない。

(メンバーズカード)

第9条 前条の参加手続を完了した者には、メンバーズカードを発行する。

- 2 プログラムへの参加に際しては、メンバーズカードを提示しなければならない。
- 3 メンバーズカードは、他人に譲渡してはならない。
- 4 メンバーズカードを紛失した場合には、手数料(540円)を添えて、速やかに再発行の申請を行う。
- 5 退会するときは、メンバーズカードを返却しなければならない。

(参加費等)

第10条 参加者は、参加プログラムのコース種別に応じて参加費等を納入しなければならない。

- 2 参加費等は、地域Y M C Aごとに別に定める。
- 3 参加者は、自己の都合により参加しない期間が生じた場合においても、参加費等の納入の義務を負う。

(資格の喪失)

第11条 参加者は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 正当な理由なくして参加費等を3箇月以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第12条 参加者が、次のいずれかに該当するときは、地域Y M C A館長の裁定により除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉及び信用を傷つけ、又は事業方針に反する行為をしたとき
- (3) 提出書類の記載に著しい偽りがあったとき

(休会・退会)

第13条 参加者が休会(最長3ヶ月)もしくは退会しようとするときは、この法人の定める手続に従い届を提出する。

(コース種別)

第14条 地域Y M C Aが行うプログラムのコース種別は、別に定める。

(施設利用等)

第15条 参加者は、コース種別ごとの利用時間に従い、その時間内は自由に施設を利用することができる。ただし、他の講座・講習及び特別行事等で施設を使用する場合には、その全部又は一部について、使用を制限することができる。

- 2 施設の利用にあたって、参加者は指導者等の指示に従うものとする。

(施設利用の自己責任)

第16条 施設利用における傷害、盗難等の危険負担は、参加者の自己責任とする。

- 2 施設利用において生じた参加者の傷害、盗難等の人的・物的損害については、この法人の過失による場合を除き、この法人はその損害について賠償責任を負わないものとする。

(施設利用の禁止)

第17条 参加者が、次のいずれかに該当するときは、施設利用を禁止するものとする。

- (1) 伝染病、その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病がある場合
- (2) 酒気帯び及び体調不良の状態若しくは体調不良となるおそれがある場合
- (3) 極度に身体に負担のかかる危険な運動を行った場合又は行うことが予見される場合

(施設の廃止等)

第18条 天災地変、法令の制定及び改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合、この法人は施設の全部又は一部の廃止若しくは施設の利用を制限することができる。

(休業日等)

第19条 地域Y M C Aの休業日は、別に定める。

2 天災地変、施設・設備の動力源の途絶、その他の事由により施設利用が実際上不能となった場合、又は不能となるおそれが予見される場合、地域Y M C Aは臨時休業することができる。

3 前項の場合、参加者に対するこの法人の責務は免責されるものとする。

(改廃)

第20条 この法人は、必要に応じてこの規約の改廃を行うことができる。

附 則

1 この規約は、2014年4月1日から施行する。

成人ウエルネス参加規約細則（ながみねファミリーY M C A）

（目的）

第1条 この細則は、熊本Y M C A成人ウエルネス参加規約第20条に基づき、ながみねファミリーY M C Aにおける参加規約の細部を定めたものである。

（コース種別・参加費・利用時間等）

第2条 ながみねファミリーY M C Aにおけるコース種別、参加費及び利用時間等は次のとおりとする。

コース種別	明細	Y M C A会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
ウエルネス	参加費	6,000円	68,820円	6,660円	76,590円	10:00～15:00（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	-	-	19:30～21:15（月～金）
	計	6,350円	73,020円	6,660円	76,590円	
デイトム	参加費	4,940円	56,630円	5,550円	63,820円	10:00～15:00（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	-	-	
	計	5,290円	60,830円	5,550円	63,820円	
シニア	参加費	4,730円	54,220円	5,330円	61,290円	10:00～15:00（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	-	-	
	計	5,080円	58,420円	5,330円	61,290円	
学生	参加費	4,090円	46,860円	4,660円	53,590円	10:00～15:00（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	-	-	19:30～21:15（月～金）
	計	4,440円	51,060円	4,660円	53,590円	
ナイト	参加費	3,350円	38,350円	3,880円	44,620円	19:30～21:15（月～金）
	普通会費	350円	4,200円	-	-	
	計	3,700円	42,550円	3,880円	44,620円	

注1）年度一括は、4月から翌年3月までの参加費一括納入額をいう。

注2）会員は、上記の会員参加費のほかに普通会費（年額4,200円）若しくは維持会費（年額6,000円）を納入。

2 前2項は、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他の事由により変更することがある。

（参加費等の納入方法）

第3条 参加費等の納入方法は次のとおりとする。

- （1） 月々の参加費等の納付は前納制とし、前月26日に参加者指定の金融機関口座から自動振替により徴収する。当日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に徴収するものとする。
- （2） 一旦納入された参加費等は原則として還付しないものとする。ただし、前納制のため定められた手続に従って退会等の手続がなされた場合には、これを還付するものとする。
- （3） 自己の都合によりプログラムに参加しない期間が生じた場合においても、月々の参加費等は納入しなければならない。

（参加費等の滞納）

第4条 前条の規定が遵守されない場合は、退会若しくは除名の措置を講ずるものとする。

- （1） 参加費等の滞納通知を発送したのちも3箇月以上納入がなされない場合
- （2） 届出事項の変更等により、参加者本人に退会等の意思確認ができない場合

（休会・退会手続）

第5条 参加者が休会（最長3ヶ月）を希望する場合は、希望月の前月の10日までに所定の休会届を提出する。

または、退会を希望する場合も、希望月の10日までに所定の退会届を提出し、メンバーズカードを返却しなければならない。

（改廃）

第6条 熊本ながみねファミリーY M C Aは、必要に応じてこの細則の改廃を行うことができる。

附 則

1 この細則は、2014年4月1日から施行する。

システムについて

安全について

- ・安全については充分配慮しておりますが、体調不良の場合や健康に問題のある方は必ず医師に相談の上、許可を得てご利用いただきますようお願いいたします。
また、十分な自己管理をお願いいたします。万一、設備の不備により負傷された際にはご自身の健康保険利用させていただきます。ご了承ください。

授業料について

- ・授業料は引落システム上、前払いとなります。銀行及び郵便局引落のための依頼書をお渡ししておりますが、入会される月に関しましては、当月分・翌月分の2ヶ月分を現金にてお支払いいただき、翌月以降は引落となります。

例) 4月から入会の場合

4・5月分・・・入会手続きの際、窓口で現金にて

6月分以降・・・前月(5月)26日に引落

書類のご提出は入会手続き後10日以内をお願いいたします。

なお引落日は毎月26日(土・日の場合は翌営業日)になります。

その月の残高不足による引落不能の場合は、YMCAの受付にて現金でお支払いいただくか翌月に2ヶ月分まとめて引落しますのでご了承ください。引落による領収書の発行はいたしません。通帳の記帳をもってかえさせていただきますことを予めご了承ください。

各種届について

- ・ご入会時にご記入いただきました内容に変更が生じた場合には以下の手続きが必要です。

届出	内容	期限	受付方法
電話番号・住所・氏名の変更	住所または電話番号の変更	随時	電話可
引落口座変更	引落口座の変更される場合・随時受付 * 口座変更完了までは旧口座からの引落となります。	随時	窓口受付 * 要通帳届出印
クラス変更・追加	クラス変更の際 変更後の参加費が高くなる場合は、受付時に現金にてお支払いとなります。	随時	窓口受付
休会届	YMCAを休会する場合(最長3ヶ月) * 費用は、発生致しません。	休会月の 前月10日まで	窓口受付
退会届	YMCAを退会する場合 * 手続きの際、 印鑑が必要 となります。	退会月の 10日まで	窓口受付

施設利用について

来館・退館受付

- ・ご利用の際はメンバーズカードを受付カウンターへご提示ください。
いただいたメンバーズカードは、退館時にお返し致します。

ロッカールーム

- ・ロッカーは必ず鍵をかけ、鍵は手首につけて各自で管理をお願いします。
- ・ロッカールーム・シャワー室など衛生的に使用し、美化にご協力お願い致します。
- ・退館の際はロッカー内の私物はすべてお持ち帰りください。

トレーニング

- ・以下の規約に従い、安全なトレーニングを実施してください。
- ・トレーニング途中で気分が悪くなられた際はスタッフにお申し付けください。
- ・水分補給は各自で準備し、無理のないトレーニングを行ってください。
- ・トレーニングについて不明な点などお気軽にスタッフにお尋ねください。

プール

必要なもの 水着、水泳キャップ、タオル、ゴーグル

- ・水着は競泳用、スパッツ型とし、レジャー用は禁止と致します。なお、水中歩行の場合であっても水泳キャップは必ず着用をしてください。(キャップ未着用の場合は入水できません)
お忘れになられた場合は、レンタル(無料)をお渡することもできます。
- ・衛生、水質管理の為、入水前にシャワーで化粧、整髪料等、洗い流してから入水してください。
- ・危険防止の為、貴金属類、アクセサリなど着用しての入水はご遠慮ください。
- ・利用コースの案内板をご確認の上ご利用ください。コース内は右側通行です。
- ・歩行コースでの立ち止まっての会話、2列歩行等は他の方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ・プール利用で不明な点は監視スタッフにお気軽にお尋ねください。

スタジオ

必要なもの 運動のできる服装、室内シューズ、タオル、飲み物

- ・室内シューズの着用がない場合ご利用できません。(シューズ着用の必要のないクラスを除く)
- ・ご自分の体力レベルに応じたプログラムをご選択ください。(不明な点は、スタッフまで)
- ・クラスに支障がある場合や器具数に制限がある場合は入室人数を制限する場合があります。
- ・安全の為、クラス開始10分以降の入室はご遠慮ください。

シャワールーム

- ・シャワーご利用の際は、節水にご協力をお願いいたします。
- ・シャワールームの美化にご協力ください。
- ・シャワー後は体の水気をよく拭きとってからロッカールームへお入りください。
- ・お風呂は、水着着用でもご利用いただけます。

託児室利用について

無 料

- ・託児利用を希望される方は事前に手続きが必要です。託児申込を事務所受付にてお願いします。
- ・0才～年長(5歳児)までの託児とさせていただきます。
- ・お子様の体調が悪い場合の託児はご遠慮ください。特に伝染病の兆候がありましたら病院で受診され医師の許可を得てからお預けください。
- ・オムツの取れていないお子様は、必ずオムツ、おしり拭き、ビニール袋をご持参ください。
- ・水分補給の為の飲み物(お茶など)をご持参ください。
- ・服が汚れた場合の着替えもご準備ください。(特にトイレトレーニング中のお子様の下着等)

【託児時間】 月曜～金曜 9:45～15:00(2時間以内) *祝日なし

コース一覧表

コース	曜日	時間			Y M C A 会員			一般参加者
		施設利用	入館	退館	参加費	普通会費	計(円)	計(円)
ウェルネス	月～金	10:00～15:00	9:45	15:15	6,000	350	6,350	6,660
		19:30～21:15	19:15	21:30				
デイタイム		10:00～15:00	9:45	15:15	4,940	350	5,290	5,550
シニア		10:00～15:00	9:45	15:15	4,730	350	5,080	5,330
ナイト		19:30～21:15	19:15	21:30	3,350	350	3,700	3,880
学生		10:00～15:00	9:45	15:15	4,090	350	4,440	4,660
	19:30～21:15	19:15	21:30					

Y M C A に初めてご入会の方は、下記参加費に加え、入会登録料 1,080 円が必要となります。

有料クラス

更なるステップアップ、健康増進を目的として以下の有料クラスを設定しております。

水泳教室 4泳法習得、フォーム完成を目指し、初めての方

たいそう教室 細かな指導により個々に合ったプログラムをご希望の方

やさしいHipHop ダンスを深く、楽しく学びたい方

* クラス詳細につきましては、スタッフまでお気軽にお尋ねください。

有料クラス	曜日	時間	追加料金
水泳教室	月	10:00～11:00	1,080円
	金	19:45～20:45	
たいそう教室	火	10:50～11:50	
やさしいHipHop	月	19:20～20:30	

公益財団法人 熊本Y M C A
 ながみねファミリーY M C A
 〒861-8039
 熊本市東区長嶺南3-1-107
 TEL 096(385)0676